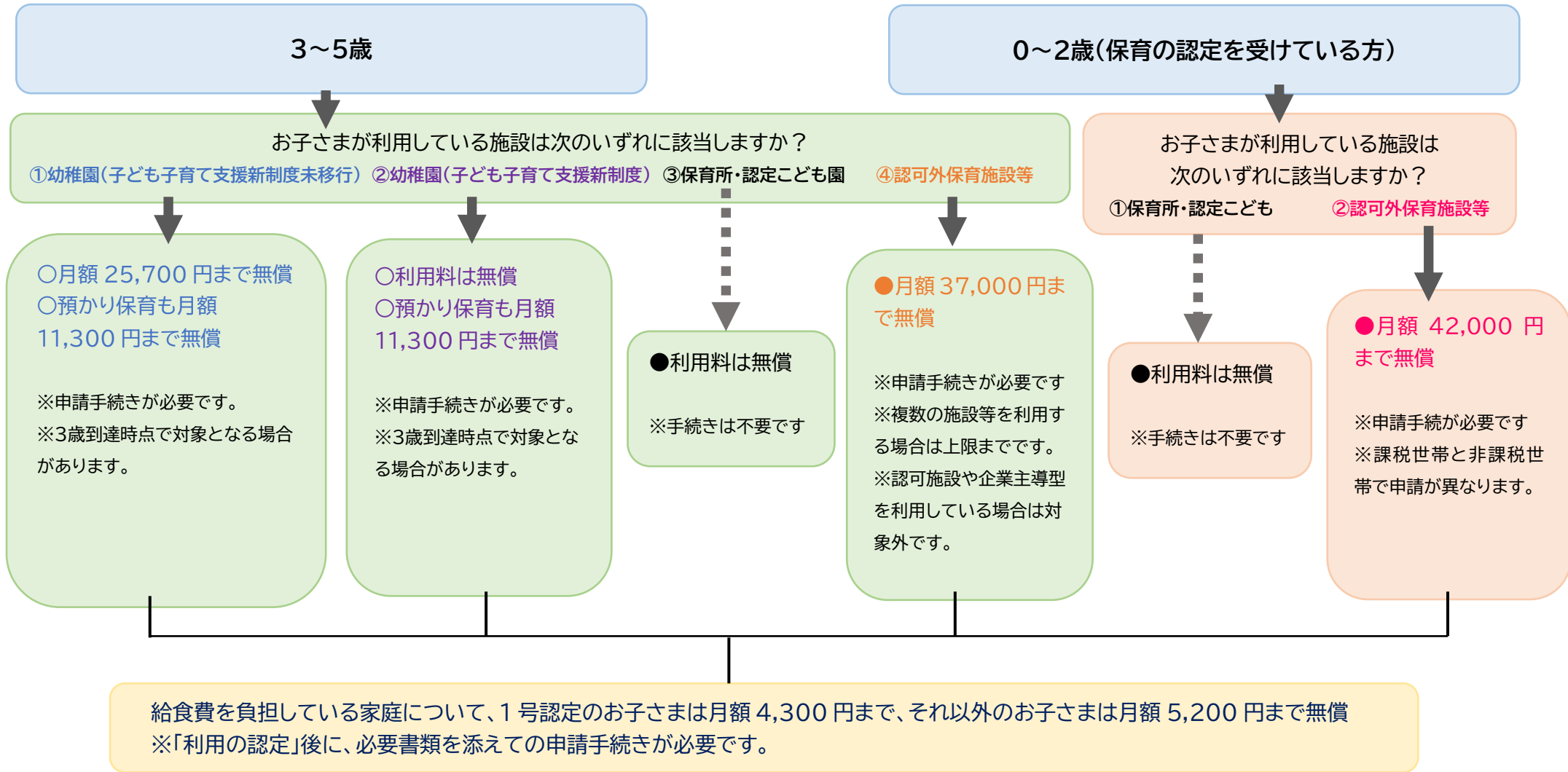


箱根町では、0～5歳までのすべてのお子さまの保育料、給食費が無償です！

町外の施設を利用している場合も対象になります。



※認可外保育施設等は一時預かり、ファミリーサポートセンター、病児保育、ベビーシッター、認可外の事業所内保育などです。
※延長保育は無償化の対象外です。
※送迎費、材料費その他実費負担分については無償化の対象外です。

お問合せ先
子育て支援課 85-9595

